

平成28年度 第3回

福岡市国民健康保険運営協議会

会議資料

日時：平成29年1月25日（水）午後5時から
場所：福岡ビル9階 大ホール

福岡市保健福祉局総務部国民健康保険課

第2回運営協議会における主な意見の要旨

- 法定外繰入は前年度より増額しているが、国保の保険料はやはり高額であり、払いたくても払えないという人が一定数いることから、今以上に引き上げるわけにはいかない時期に来ているのではないか。また、介護分の一人あたり保険料を引き上げることだが、子育て世帯の負担が増え、痛手になるのではないか。
- 法定外繰入が前年度予算より約7.7億円増額しているが、法定外繰入については、国保加入者以外の被用者保険に加入している人も負担している税金を財源としているため、二重に負担していることになる。保険料負担に配慮するという考えは理解するが、医療分と支援分の合計で一人あたり保険料を据え置くために法定外繰入を増額するという仕組みが出来ているのではないか。安易に法定外繰入を増やさないでほしい。
- これまで支出の増加抑制の対策を行っているが、ビッグデータの活用などにより費用対効果を分析して、これまでの事業の継続について判断する時期に来ており、今後は効果のある対策を進めていくべきではないか。
- 県単位化による被保険者に対するメリットやデメリットはまだよく分からないが、負担増が懸念されるので、負担増とならないように配慮して欲しい。
- 国民健康保険制度は、保険制度の原則として、保険給付費などの必要な支出に対して国や県等からの公費を除いた残りを保険料で賄うものである。それが相互扶助の考え方である。一方で、低所得者の負担緩和は必要であるため、収入が多い人には応分の負担を求めていくべきである。また、保険の原則からいうと、法定外繰入はやはり原則から外れているものであり、保険料負担が大変厳しいことは承知しているが、限りなくゼロに近づけるべきと思う。保険制度の原理原則を守ることを考えて欲しい。